

平成 26 年 11 月

申請者様 各位

SBIアーキクオリティ株式会社  
建築評価本部 確認検査グループ

**東日本大震災及びその他の災害で被災した建物を新築または増築する場合の  
建築確認申請手数料などの減免について**

東日本大震災及びその他の災害で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害により被害を受けた住宅又は建築物(東日本大震災については原子力発電所事故により設定された警戒区域等に所在することとなった建築物を含む)の所有者等が、新たに建築等を新築又は増築する場合、建築確認申請手数料等<sup>\*</sup>を 50%を上限として減免しています。

原則、建物被害は半壊以上(原子力発電所事故により避難を余儀なくされている方を除く)及び「<sup>り</sup>災証明書」が必要となりますが、詳しくはお問合せください。

※建築確認申請手数料とは

- ・確認申請手数料(構造計算適合性判定手数料を除く)
- ・中間検査申請手数料(出張料金を除く)
- ・完了検査申請手数料(出張料金を除く)

SBIアーキクオリティ株式会社  
建築評価本部 確認検査グループ

TEL 03-5214-0416

FAX 03-5212-3162